

奨学生申請にかかる手続きについて（令和6年度）

当院の奨学金は、当院に看護師・助産師として勤務していただくことを前提に看護学生の皆様に対して貸付を行います。

当院に就職後、在職期間に応じて、貸付金額が免除になる制度があります。

（詳しいことは奨学金貸与要領をお読みください）

申請に必要な書類を送付いたしますので、ご覧ください。

ご不明な点がありましたら、ご連絡下さい。

今回の申請時に提出してもらう書類は以下のとおりです。

1. 奨学生申請 様式第1号
2. 連絡先記載用紙
3. 履歴書（市販のもので結構です）1部
4. 成績証明書
 - 新たに入学された方（新1年生）
 - ・看護学校の在学・入学証明書
 - ・現在の看護学校の成績証明書
 - （看護学校の成績証明書の発行ができない場合は、前学歴の高校等の成績証明書をお送りください。）
 - 在学中（2年生以上）・卒業の方・来年度就職予定者
 - ・現在の看護学校等の成績証明書（前学年の成績証明書）
5. 提出期限 令和6年5月31日まで
 - （資料作成に間に合わない場合は、ご連絡ください）

奨学生を申請していただいた後は、こちらで書類確認を行い、面接試験の日程を決めますので、連絡をお待ち下さい。

面接合格後は、奨学金振込口座など必要な書類がありますが、それについては合格後に書類を郵送いたします。

それでは、ご家族とも相談のうえ、ご応募くださるようお願い申し上げます。

不明な点などございましたら遠慮なくお問い合わせください。

令和5年12月6日

〒386-8610

長野県上田市緑が丘 1-27-21

信州上田医療センター

庶務班長 石井 陽一

電話 0268-22-1890 内線4203

奨学金貸与要領抜粋

看護学校等に在籍する学生を対象に、卒業後に当院の看護師等の就職を希望する方に、奨学金を貸与することにより、学生の修学を支援します。

- ※看護学校等：看護専門学校・看護学校・看護大学・助産学校
看護学校を卒業後、助産学校へ進学した場合は助産学校
※看護師等：看護師・助産師

(独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター奨学金貸与要領抜粋)

1. 奨学金の内容について

奨学金の額	看護師 年額40万円、 助産師 年額60万円 毎年2回に分けて、2分の1を貸与する（無利息）
対象者	看護学校等卒業後、すぐに当院の看護師等の就職を希望する看護学生等 ①看護学校等に入学する方・新入学生 ②既に在学中の方 ③助産学校に進学・入学する方
貸与期間	看護学校等に入学して卒業するまでの期間のうち、奨学生として認められた年度から卒業年度までとします。
募集人員	応募者数等を考慮して決定します。（概ね20名程度）
選考	申し込み時に提出された書類及び面接試験により総合的に審査を行い決定します。 なお、助産師進級時に継続審査を行い、引き続き奨学生として適格か審査します。
返還の免除	奨学生が、看護学校等を卒業後、当院において看護師等として、貸与期間相当の期間業務に従事したとき返還を免除します。 1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除します。 なお、業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しない。

2. 申し込みについて

受付期間	※随時受付します。 予定として、前期受付4月～5月、後期受付1月～2月です。 ご連絡・ご相談は随時受け付けております
提出書類	※奨学生申請書・履歴書の他に必要な書類 ①看護学校等に入学する方・新入学生 (1)看護学校の入学証明書、または在学証明書 (2)卒業した最終学歴（高等学校・大学等）の調査書 ②既に在学中の方 (1)在学中の看護学校等の成績証明書 ③助産学校に入学しようとする方 (1)助産学校の合格証明書 (2)在学中の看護学校等の成績証明書
審査の日程	提出書類を確認後、面接試験の日程について、ご連絡します。

3. 奨学金の返還について

奨学生は下記の事項に該当した場合は、奨学金の全額を一括して返還しなければならない。

- ①自己都合による辞退
- ②退学者・停学者
- ③留年者
- ④看護学校等を進級できなかった休学者
- ⑤卒業年度に看護師免許証を取得できなかった者
- ⑥看護学校等を卒業後、すぐに当院の看護師等として就職しなかった者
- ⑦当院へ就職したが、免除期間満了前に退職した者
（ただし、勤務期間に応じ、返還額が減額されます。）

4. 提出先・お問い合わせ先

〒386-8610
長野県上田市緑が丘1-27-21
国立病院機構信州上田医療センター
管理課 庶務班長
TEL 0268-22-1891 内線4203

様式第1号-1

奨学生申請書（看護師）

令和 年 月 日

国立病院機構信州上田医療センター院長 様

このたび、令和 年度国立病院機構信州上田医療センターの奨学生（看護師）として採用くださるよう申請いたします。

現住所 〒

本人氏名（自署）

⑩

昭和・平成 年 月 日生

様式第1号-2

奨学生申請書（助産師）

令和 年 月 日

国立病院機構信州上田医療センター院長 様

このたび、令和 年度国立病院機構信州上田医療センターの奨学生（助産師）として採用くださるよう申請いたします。

現住所 〒

本人氏名（自署）

⑩

昭和・平成 年 月 日生

連絡先記載用紙

下記項目をご記入のうえ、郵送して下さい。

信州上田医療センター

氏名	(ふりがな)
	男 ・ 女
生年月日	
連絡先 電話番号 (携帯電話)	
メール アドレス	
住所	(〒番号も記入してください)
	〒

学歴	卒業 中学校名	(卒業 年 月)
	卒業 高等学校名	(卒業・中退 年 月)
	卒業 大学・大学院・ 専門学校・短期大学 等	(卒業・中退 年 月)
		(卒業・中退 年 月)
	(最終学歴 名)	(卒業・中退 年 月)
就業歴		
現在の状況	令和 年 月現在 学校名	学年 年
	令和 年 月 卒業見込	
その他 連絡欄	(例)助産師への進学も希望します。	

独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター奨学金貸与要領

(目的)

第1条 本要領は、独立行政法人国立病院機構奨学金貸与規程（以下「貸与規程」という。）第14条に基づき、独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター（以下「信州上田医療センター」という。）に必要な看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）を確保するため、看護学校及び助産学校に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定めることを目的とする。

(貸与対象)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、看護学校及び助産学校に在籍する学生であつて、卒業後、信州上田医療センターに常勤職員として勤務することを希望する学生とする。

(貸与申請)

第3条 看護学校に受験しようとする者であつて奨学金の貸与を受けることを希望する者は、看護学校の入学願書の写し、履歴書、在籍する高等学校長が作成する調査書を、看護学校に在籍中の学生にあつて奨学金の貸与を受けることを希望する学生は、在籍中の看護学校の成績証明書を、助産学校に入学しようとする者であつて奨学金の貸与を受けることを希望する者は、入学する助産学校の合格証明書、履歴書、在籍した看護学校長が作成する成績証明書を奨学生申請書（様式第1号）に添付のうえ、信州上田医療センター院長（以下「院長」という。）に申請するものとする。

(奨学生の決定)

第4条 院長は、書類選考及び面接試験により、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知（様式第2号）を発行するものとする。

2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した後速やかに、院長に対して奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第5条 奨学生は、卒業後、信州上田医療センターにおいて看護師又は助産師として勤務するものとする。

2 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、院長に届出なければならない。

- 一 休学、復学又は退学したとき。
- 二 停学その他の処分を受けたとき。
- 三 奨学生誓約書の記載事項に変更があつたとき。

3. 奨学生は、院長より成績表を求められた場合は、提出しなければならない。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

第6条 奨学生の人数は、院長が別に定める。

2 奨学金の額は、看護学校に在籍中の学生にあつては年額40万円、助産学校に在籍中の学生にあつては年額60万円とする。

3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校を卒業する年度(最長4年間)又は助産学校を卒業する年度(最長1年間)までの期間とする。

ただし、貸与期間が複数年度となる場合は、進級時に継続審査を行い、奨学生として不適格と判断した場合は貸与を終了するものとする。

(貸与方法及び利息)

第7条 院長は、原則として、学生が奨学生となった年度から卒業する年度まで、毎年4月及び10月に奨学金の年額の2分の1に相当する額を貸与する。

2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第8条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を保証人として立てなければならない。

2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

第9条 院長は、次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消す。

一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき。

二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき

三 新たな学年に進級できないとき

四 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

一 奨学生が、看護学校(引き続き助産学校に進学した者は助産学校)又は助産学校を卒業後、信州上田医療センターにおいて看護師及び助産師として、引き続き第6条第3項に定める貸与期間相当の期間業務に従事したとき。

ただし、奨学生が、看護学校又は助産学校を卒業後、信州上田医療センターにおいて看護師及び助産師として、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。

なお、業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないものとする。

- 二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
 - 三 前号に規定する業務従事期間とは実勤務した期間であり、育児休業・病気休業等業務に従事しなかった期間は除外し、実勤務期間の合算が1年以上に達した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。
- 2 前項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し、奨学金返還免除決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（返還）

第12条 奨学生は、前条に掲げる場合を除き、看護学校又は助産学校を卒業後、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。

2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。

- 一 第9条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき。
- 二 職員採用試験に不合格になったとき。
- 三 卒業当年に看護師又は助産師の免許を取得できないとき。
- 四 信州上田医療センターに看護師または助産師の常勤職員として勤務できないとき。
- 五 休学になった場合

（延滞金）

第13条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の請求全額又は貸与した奨学金から第11条第1項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、貸与規程第13条の規定に基づき年5%の利息の率による延滞金を徴収するものとする。

（奨学金台帳の作成）

第14条 院長は、奨学生毎に奨学金台帳（様式第6号）を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、5年間保存しなければならない。

（疑義の調整）

第15条 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたとき

は、必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年3月1日から一部改訂する。

平成25年4月1日一部改訂

平成28年1月1日一部改訂

令和5年10月1日一部改訂